

船舶事故等調査報告書

平成21年8月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009広第32号	
事故等種類	運航阻害	
発生日時	平成20年8月17日 03時10分ごろ	
発生場所	島根県知夫村立ヶ埼沖	
事故等調査の経過	平成21年1月21日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 漁船 第二浦郷丸、19トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 SN2-2217（漁船登録番号）、浦郷水産株式会社</p>	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	主機ピストン・シリンダライナが焼損、主機冷却清水ポンプのインペラ・ケーシング異常摩耗	
事故等の経過	本船は、知夫村立ヶ埼沖で操業中、平成20年8月17日03時10分ごろ、主機の冷却清水温度上昇警報装置が作動し、オイルミスト量と潤滑油消費量が増加したので、操業を中止して鳥取県境港に入港した。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風 静穏	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	なし あり なし 主機冷却清水ポンプベアリングの位置決めスナップリングが疲労破損してインペラ・ケーシングが異常摩耗し、冷却清水圧力の低下により冷却清水温度が上昇し、ピストン・シリンダライナが焼損した可能性があると考えられる。
原因	本インシデントは、夜間、本船が操業中、主機冷却清水ポンプベアリングの位置決めスナップリングが疲労破損したため、インペラ・ケーシングが異常摩耗し、冷却清水圧力の低下により冷却清水温度が上昇してピストン・シリンダライナが焼損したことにより発生した可能性があると考えられる。	